

東北電原運第9号

2023年12月6日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり女川原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

#### 1. 変更の内容

昭和58年9月20日付58資庁第13045号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた女川原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。

(ただし、下線は含まない。)

## 2. 変更理由

### (1) 運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更

第1206回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（BWRの保安規定変更に係る基本方針について）における指摘事項および当社からの回答内容を踏まえ、要求される措置等の変更を行う。

本変更に伴い、以下の関連する保安規定条文の変更を行う。

- ・第66条（重大事故等対処設備（2号炉））
- ・第75条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）

## 3. 施行期日

(1) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

(2) 本規定施行の際、規定の適用については、原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」となる前において、本規定施行の日から適用する。ただし、本規定施行の日が附則（令和5年2月15日 原規規発第2302152号）で定める日より前の場合は、当該附則で定める日から適用する。

以 上

## 女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和59年7月24日	59資庁第9848号
2	昭和63年2月4日	62資庁第16331号
3	平成元年2月27日	元資庁第679号
4	平成元年3月31日	元資庁第3497号
5	平成元年5月9日	元資庁第4554号
6	平成2年2月19日	2資庁第1412号
7	平成2年3月23日	2資庁第1878号
8	平成5年4月16日	5資庁第3048号
9	平成5年10月7日	5資庁第10275号
10	平成6年9月26日	6資庁第9665号
11	平成7年7月19日	7資庁第8462号
12	平成7年12月6日	7資庁第12272号
13	平成11年4月20日	平成11・02・18資第15号
14	平成12年1月26日	平成11・12・21資第31号
15	平成12年5月19日	平成12・04・12資第23号
16	平成13年1月5日	平成12・08・31資第8号
17	平成13年2月23日	平成13・01・19原第1号
18	平成13年3月30日	平成13・03・23原第2号
19	平成13年7月25日	平成13・07・02原第12号
20	平成13年10月11日	平成13・09・19原第1号
21	平成13年12月18日	平成13・11・29原第7号
22	平成14年7月15日	平成14・06・21原第2号
23	平成14年10月22日	平成14・09・27原第6号
24	平成15年3月19日	平成15・03・11原第9号
25	平成15年7月1日	平成15・06・26原第6号
26	平成16年5月20日	平成15・12・24原第18号
27	平成16年8月31日	平成16・08・11原第13号
28	平成16年12月17日	平成16・11・17原第11号
29	平成17年11月28日	平成17・11・07原第4号
30	平成18年2月22日	平成18・01・27原第12号
31	平成18年10月27日	平成18・10・12原第4号
32	平成19年6月12日	平成19・05・18原第3号
33	平成19年12月13日	平成19・09・28原第35号
34	平成19年12月13日	平成19・11・30原第20号
35	平成20年6月18日	平成20・05・28原第8号
36	平成20年8月22日	平成20・07・11原第8号
37	平成20年12月12日	平成20・10・31原第4号
38	平成21年10月14日	平成21・08・17原第5号
39	平成22年1月22日	平成21・12・17原第1号
40	平成23年6月1日	平成23・04・08原第35号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
41	平 成 23年 6月 1日	平成23・04・22原第10号
42	平 成 23年 6月 15日	平成23・05・19原第16号
43	平 成 24年 9月 6日	20120731原 第 68号
44	平 成 25年 7月 5日	原管 B 発 第1307047号
45	平 成 26年 1月 28日	原管 B 発 第1401281号
46	平 成 26年 5月 21日	原規規発 第1405212号
欠番	—	—
48	平 成 26年 6月 24日	原規規発 第1406241号
49	平 成 28年 3月 24日	原規規発 第1603245号
50	平 成 29年 6月 30日	原規規発 第1706302号
51	平 成 30年 2月 6日	原規規発 第1802067号
52	平 成 31年 2月 15日	原規規発 第1902153号
53	令 和 元 年 6月 3日	原規規発 第19060310号
54	令 和 2年 3月 18日	原規規発 第2003182号
55	令 和 2年 9月 17日	原規規発 第2009179号
56	令 和 3年 5月 18日	原規規発 第2105182号
57	令 和 4年 8月 31日	原規規発 第2208311号
58	令 和 5年 2月 15日	原規規発 第2302152号
59	令 和 5年 9月 20日	原規規発 第2309207号

別 添

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

変更前

変更後

理由

女川原子力発電所  
原子炉施設保安規定

2023年9月

東北電力株式会社

女川原子力発電所  
原子炉施設保安規定

\_\_\_\_年\_\_月

東北電力株式会社

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（2023年度 東北電原運第9号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等対処設備（2号炉））</p> <p>第66条 2号炉について、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備※1は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大容量送水ポンプ</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表66-1から表66-19の確認事項を実施し、その結果を発電管理課長または防災課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長または防災課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1から表66-19の要求される措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>(重大事故等対処設備（2号炉））</p> <p>第66条 2号炉について、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備※1は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大容量送水ポンプ</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表66-1から表66-19の確認事項を実施し、その結果を発電管理課長または防災課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長または防災課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1から表66-19の要求される措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更</p>

変更前	変更後	理由																																
<p>表66-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>66-5-4 原子炉補機代替冷却水系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機代替冷却水系</td> <td>原子炉補機代替冷却水系2系列<sup>※1</sup>が動作可能であること<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用される原子炉の状態</th> <th style="width: 50%;">設 備</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td>熱交換器ユニット</td> <td style="text-align: center;">1台×2<sup>※4※5</sup></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※6</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td style="text-align: center;">※7</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	原子炉補機代替冷却水系	原子炉補機代替冷却水系2系列 <sup>※1</sup> が動作可能であること <sup>※2</sup>	適用される原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3	熱交換器ユニット	1台×2 <sup>※4※5</sup>	常設代替交流電源設備	※6	燃料補給設備	※7	<p>表66-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>66-5-4 原子炉補機代替冷却水系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機代替冷却水系</td> <td>原子炉補機代替冷却水系2系列<sup>※1</sup>が動作可能であること<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用される原子炉の状態</th> <th style="width: 50%;">設 備</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td style="text-align: center;">※3</td> </tr> <tr> <td>熱交換器ユニット</td> <td style="text-align: center;">1台×2<sup>※4※5</sup></td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">※6</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td style="text-align: center;">※7</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	原子炉補機代替冷却水系	原子炉補機代替冷却水系2系列 <sup>※1</sup> が動作可能であること <sup>※2</sup>	適用される原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3	熱交換器ユニット	1台×2 <sup>※4※5</sup>	常設代替交流電源設備	※6	燃料補給設備	※7	
項 目	運転上の制限																																	
原子炉補機代替冷却水系	原子炉補機代替冷却水系2系列 <sup>※1</sup> が動作可能であること <sup>※2</sup>																																	
適用される原子炉の状態	設 備	所要数																																
運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3																																
	熱交換器ユニット	1台×2 <sup>※4※5</sup>																																
	常設代替交流電源設備	※6																																
	燃料補給設備	※7																																
項 目	運転上の制限																																	
原子炉補機代替冷却水系	原子炉補機代替冷却水系2系列 <sup>※1</sup> が動作可能であること <sup>※2</sup>																																	
適用される原子炉の状態	設 備	所要数																																
運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3																																
	熱交換器ユニット	1台×2 <sup>※4※5</sup>																																
	常設代替交流電源設備	※6																																
	燃料補給設備	※7																																
<p>※1：1系列とは、熱交換器ユニット1台およびホースをいう。</p> <p>※2：動作可能とは、当該システムに期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系<sup>※8</sup>のA系およびB系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁および接続口を含む流路を構成できることを含む。 なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却水系（接続口含む。）は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においては、A系およびB系の計2系列、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換においては、A系またはB系どちらか1系列とする。</p> <p>※3：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：熱交換器ユニットは、第1保管エリアおよび第3保管エリアに1セットずつ分散配置されていること。</p> <p>※5：淡水ポンプおよび除熱ヘッダを含む。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：原子炉補機冷却水系のA系の冷却ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」と兼ねる。動作不能時は、「66-5-5 代替循環冷却系」の運転上の制限も確認する。 また、当該システムが動作不能時は、「第52条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：1系列とは、熱交換器ユニット1台およびホースをいう。</p> <p>※2：動作可能とは、当該システムに期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系<sup>※8</sup>のA系およびB系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁および接続口を含む流路を構成できることを含む。 なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却水系（接続口含む。）は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においては、A系およびB系の計2系列、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換においては、A系またはB系どちらか1系列とする。</p> <p>※3：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：熱交換器ユニットは、第1保管エリアおよび第3保管エリアに1セットずつ分散配置されていること。</p> <p>※5：淡水ポンプおよび除熱ヘッダを含む。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：原子炉補機冷却水系のA系の冷却ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」と兼ねる。動作不能時は、「66-5-5 代替循環冷却系」の運転上の制限も確認する。 また、当該システムが動作不能時は、「第52条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系」の運転上の制限も確認する。</p>																																	



変更前

変更後

理由

(2) 確認事項

項目	頻度	担当
1. 熱交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h 以上で揚程が $\square$ m 以上。	2年に1回	原子炉課長
2. RCW常用冷却水供給側分離弁（A）、RCW常用冷却水供給側分離弁（B）、RCW常用冷却水戻り側分離弁（A）、RCW常用冷却水戻り側分離弁（B）、RCW代替冷却水不要負荷分離弁（A）、およびRCW代替冷却水不要負荷分離弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長
3. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長
4. RHR熱交換器（A）冷却水出口弁、RHR熱交換器（B）冷却水出口弁、FPC熱交換器（A）冷却水出口弁およびFPC熱交換器（B）冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長

(2) 確認事項

項目	頻度	担当
1. 熱交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h 以上で揚程が $\square$ m 以上。	2年に1回	原子炉課長
2. RCW常用冷却水供給側分離弁（A）、RCW常用冷却水供給側分離弁（B）、RCW常用冷却水戻り側分離弁（A）、RCW常用冷却水戻り側分離弁（B）、RCW代替冷却水不要負荷分離弁（A）、およびRCW代替冷却水不要負荷分離弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長
3. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長
4. RHR熱交換器（A）冷却水出口弁、RHR熱交換器（B）冷却水出口弁、FPC熱交換器（A）冷却水出口弁およびFPC熱交換器（B）冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長

運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動高温停止	A. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの原子炉補機代替冷却水系が動作可能であることを確認する。	速やかに
		A2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>*9</sup> とともに、その他の設備 <sup>*10</sup> が動作可能であることを確認する。	速やかに
		および A3.1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>*11</sup> が動作可能であることを確認する。	10日間
		または A3.2. 防災課長は、代替措置 <sup>*12</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日間
		A4. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動高温停止	A. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの原子炉補機代替冷却水系が動作可能であることを確認する。	速やかに
		A2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>*9</sup> とともに、その他の設備 <sup>*10</sup> が動作可能であることを確認する。	速やかに
		および A3. 防災課長は、代替措置 <sup>*11</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日間
		および A4. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間

変更前				変更後				理由					
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間						
運転起動 高温停止	B. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が1系列未満の場合	B1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する* <sup>9</sup> とともに、その他の設備* <sup>10</sup> が動作可能であることを確認する。 および B2. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備* <sup>11</sup> が動作可能であることを確認する。 または B2. 2. 防災課長は、代替措置* <sup>12</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間  3日間  10日間	B. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が1系列未満の場合	B1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する* <sup>9</sup> とともに、その他の設備* <sup>10</sup> が動作可能であることを確認する。 および B2. 防災課長は、代替措置* <sup>11</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間  10日間	速やかに  3日間  10日間	運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更					
		C. 原子炉補機冷却水系のA系と共用する配管または弁が動作不能の場合	C1. 発電課長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 および C2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系B系を起動し、動作可能であることを確認する* <sup>9</sup> とともに、その他の設備* <sup>13</sup> が動作可能であることを確認する。 および C3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。						速やかに  速やかに  10日間	C. 原子炉補機冷却水系のA系と共用する配管または弁が動作不能の場合	C1. 発電課長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 および C2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系B系を起動し、動作可能であることを確認する* <sup>9</sup> とともに、その他の設備* <sup>12</sup> が動作可能であることを確認する。 および C3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに  速やかに  10日間	速やかに  速やかに  10日間
			D. 原子炉補機冷却水系のB系と共用する配管または弁が動作不能の場合						D1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系A系を起動し、動作可能であることを確認する* <sup>9</sup> とともに、その他の設備* <sup>13</sup> が動作可能であることを確認する。 および D2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。				
	E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 発電課長は、高温停止にする。 および E2. 発電課長は、冷温停止にする。		24時間  36時間	E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 発電課長は、高温停止にする。 および E2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間  36時間		24時間  36時間				



変更前		変更後		理由
表66-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		表66-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		
66-8-1 静的触媒式水素再結合装置		66-8-1 静的触媒式水素再結合装置		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること	静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること	
適用される原子炉の状態	設備	所要数		
運転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	静的触媒式水素再結合装置	19個		
	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	※2		
※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合		※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合		
※2：「66-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。		※2：「66-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻 度	担 当		
1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉課長		
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 <sup>※3</sup> において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長		
※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合		※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合		

変更前

変更後

理由

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合装置が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>※4</sup> とともに、その他の設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する。 および <u>A2. 発電課長は、当該機能を補完する自主対策設備<sup>※6</sup>が動作可能であることを確認する。</u> および A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  <u>3日間</u>  <u>10日間</u>
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間  36時間
冷温停止 燃料交換 <sup>※7</sup>	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合装置が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>※4</sup> とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する <sup>※8</sup> 。 および <u>A3. 発電課長は、当該機能を補完する自主対策設備<sup>※6</sup>が動作可能であることを確認する。</u> および A4. 発電課長は使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であることおよび水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに  速やかに  <u>速やかに</u>  速やかに

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合装置が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>※4</sup> とともに、その他の設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する。 および <u>A2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</u>	速やかに  <u>3日間</u>
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間  36時間
冷温停止 燃料交換 <sup>※7</sup>	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合装置が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>※4</sup> とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する <sup>※7</sup> 。 および <u>A3. 発電課長は使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</u>	速やかに  速やかに  速やかに

運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更

※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。  
 ※5：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。  
※6：原子炉建屋ベント設備をいう。  
 ※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。  
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合  
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合  
 ※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。  
 ※5：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。  
※6：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。  
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合  
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合  
 ※7：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

変更前	変更後	理由																																
<p>表66-10 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>66-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用される 原子炉の状態</th> <th style="text-align: center;">設 備</th> <th style="text-align: center;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td style="text-align: center;">シルトフェンス*1</td> <td style="text-align: center;">12本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：南側排水路排水柵用（高さ5m×幅5m）：2本，タービン補機放水ビット用（高さ7m×幅5m）：2本，北側排水路排水柵用（高さ6m×幅11m）：2本，取水口用（高さ12m×幅20m）：6本</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> <th style="text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. シルトフェンスについて，所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)	所要数が使用可能であること	適用される 原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	シルトフェンス*1	12本	項目	頻 度	担 当	1. シルトフェンスについて，所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>表66-10 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>66-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用される 原子炉の状態</th> <th style="text-align: center;">設 備</th> <th style="text-align: center;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td style="text-align: center;">シルトフェンス*1</td> <td style="text-align: center;">12本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：南側排水路排水柵用（高さ5m×幅5m）：2本，タービン補機放水ビット用（高さ7m×幅5m）：2本，北側排水路排水柵用（高さ6m×幅11m）：2本，取水口用（高さ12m×幅20m）：6本</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> <th style="text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. シルトフェンスについて，所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)	所要数が使用可能であること	適用される 原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	シルトフェンス*1	12本	項目	頻 度	担 当	1. シルトフェンスについて，所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	
項目	運転上の制限																																	
海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)	所要数が使用可能であること																																	
適用される 原子炉の状態	設 備	所要数																																
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	シルトフェンス*1	12本																																
項目	頻 度	担 当																																
1. シルトフェンスについて，所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																
項目	運転上の制限																																	
海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)	所要数が使用可能であること																																	
適用される 原子炉の状態	設 備	所要数																																
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	シルトフェンス*1	12本																																
項目	頻 度	担 当																																
1. シルトフェンスについて，所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																

変更前

変更後

理由

(3) 要求される措置

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起 高温停止	A. 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※2とともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および <u>A3.1. 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u> <u>または</u> <u>A3.2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が使用可能であることを確認する。</u> および A4. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	速やかに  速やかに  3日間  <u>3日間</u>  10日間
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。  24時間  36時間
冷温停止 燃料交換	A. 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および <u>A3.1. 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</u> <u>または</u> <u>A3.2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が使用可能であることを確認する。</u>	速やかに  速やかに  速やかに  <u>速やかに</u>

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起 高温停止	A. 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※2とともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および <u>A3. 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u>  および A4. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	速やかに  速やかに  3日間  10日間
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。  24時間  36時間
冷温停止 燃料交換	A. 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および <u>A3. 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</u>	速やかに  速やかに  速やかに

運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更

※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。  
 ※3：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。  
 ※4：代替品の補充等をいう。  
※5：放射性物質吸着材をいう。

※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。  
 ※3：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。  
 ※4：代替品の補充等をいう。

変更前	変更後	理由																																																												
<p>表66-12 電源設備</p> <p>66-12-1 常設代替交流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">常設代替交流電源設備</td> <td>常設代替交流電源設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用される 原子炉の状態</th> <th style="text-align: center;">設 備</th> <th style="text-align: center;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td style="text-align: center;">2台</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> <td style="text-align: center;">2台</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：当該系統が動作不能時は、「66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> <th style="text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td style="text-align: center;">定事検停止時</td> <td style="text-align: center;">電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備が動作可能であること※1	適用される 原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	2台	ガスタービン発電設備軽油タンク	※2	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	2台	タンクローリ	※2	軽油タンク	※2	項 目	頻 度	担 当	1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気課長	2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>表66-12 電源設備</p> <p>66-12-1 常設代替交流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">常設代替交流電源設備</td> <td>常設代替交流電源設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用される 原子炉の状態</th> <th style="text-align: center;">設 備</th> <th style="text-align: center;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td style="text-align: center;">2台</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> <td style="text-align: center;">2台</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：当該系統が動作不能時は、「66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> <th style="text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td style="text-align: center;">定事検停止時</td> <td style="text-align: center;">電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備が動作可能であること※1	適用される 原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	2台	ガスタービン発電設備軽油タンク	※2	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	2台	タンクローリ	※2	軽油タンク	※2	項 目	頻 度	担 当	1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気課長	2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	
項 目	運転上の制限																																																													
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備が動作可能であること※1																																																													
適用される 原子炉の状態	設 備	所要数																																																												
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	2台																																																												
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※2																																																												
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	2台																																																												
	タンクローリ	※2																																																												
	軽油タンク	※2																																																												
項 目	頻 度	担 当																																																												
1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気課長																																																												
2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																																												
3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																																												
項 目	運転上の制限																																																													
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備が動作可能であること※1																																																													
適用される 原子炉の状態	設 備	所要数																																																												
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	2台																																																												
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※2																																																												
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	2台																																																												
	タンクローリ	※2																																																												
	軽油タンク	※2																																																												
項 目	頻 度	担 当																																																												
1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気課長																																																												
2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																																												
3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																																												



変更前

変更後

理由

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※3</sup> が動作可能であることを確認する。 および <u>A2. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備<sup>※4</sup>が使用可能であることを確認する。</u> および <u>A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</u>	速やかに  <u>3日間</u>  <u>10日間</u>
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間  36時間
冷温停止 燃料交換	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認する。 および <u>A3. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備<sup>※4</sup>が使用可能であることを確認する。</u>	速やかに    <u>速やかに</u>

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※3</sup> が動作可能であることを確認する。 および <u>A2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</u>	速やかに    <u>3日間</u>
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間  36時間
冷温停止 燃料交換	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに    速やかに

運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更

※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※4：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流高圧電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該システムで要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。

※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

変更前	変更後	理由																																																		
<p>66-12-2 可搬型代替交流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>可搬型代替交流電源設備2系列<sup>※1</sup>が動作可能であること<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用される 原子炉の状態</th> <th style="text-align: center;">設 備</th> <th style="text-align: center;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>電源車</td> <td>2台×2<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、電源車2台をいう。                  ※2：動作可能とは、電源車接続口(原子炉建屋西側)または電源車接続口(原子炉建屋東側)に接続できることを含む。                  ※3：電源車は、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。                  ※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> <th style="text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。</td> <td style="text-align: center;">2年に1回</td> <td style="text-align: center;">防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備2系列 <sup>※1</sup> が動作可能であること <sup>※2</sup>	適用される 原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	電源車	2台×2 <sup>※3</sup>	タンクローリ	※4	軽油タンク	※4	ガスタービン発電設備軽油タンク	※4	項 目	頻 度	担 当	1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長	2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>66-12-2 可搬型代替交流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>可搬型代替交流電源設備2系列<sup>※1</sup>が動作可能であること<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用される 原子炉の状態</th> <th style="text-align: center;">設 備</th> <th style="text-align: center;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>電源車</td> <td>2台×2<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、電源車2台をいう。                  ※2：動作可能とは、電源車接続口(原子炉建屋西側)または電源車接続口(原子炉建屋東側)に接続できることを含む。                  ※3：電源車は、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。                  ※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> <th style="text-align: center;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。</td> <td style="text-align: center;">2年に1回</td> <td style="text-align: center;">防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備2系列 <sup>※1</sup> が動作可能であること <sup>※2</sup>	適用される 原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	電源車	2台×2 <sup>※3</sup>	タンクローリ	※4	軽油タンク	※4	ガスタービン発電設備軽油タンク	※4	項 目	頻 度	担 当	1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長	2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	
項 目	運転上の制限																																																			
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備2系列 <sup>※1</sup> が動作可能であること <sup>※2</sup>																																																			
適用される 原子炉の状態	設 備	所要数																																																		
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	電源車	2台×2 <sup>※3</sup>																																																		
	タンクローリ	※4																																																		
	軽油タンク	※4																																																		
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※4																																																		
項 目	頻 度	担 当																																																		
1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長																																																		
2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																		
項 目	運転上の制限																																																			
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備2系列 <sup>※1</sup> が動作可能であること <sup>※2</sup>																																																			
適用される 原子炉の状態	設 備	所要数																																																		
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	電源車	2台×2 <sup>※3</sup>																																																		
	タンクローリ	※4																																																		
	軽油タンク	※4																																																		
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※4																																																		
項 目	頻 度	担 当																																																		
1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長																																																		
2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																		

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運 転 起 動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 および	速やかに	運 転 起 動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 および	速やかに	運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更
		A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する。 および	速やかに			A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する。 および	速やかに	
		A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 または	10日間			A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 または	10日間	
		A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※7</sup> が使用可能であることを確認する。 または	10日間			A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※7</sup> が使用可能であることを確認する。 または	10日間	
		A3. 3. 防災課長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および	10日間			A3. 3. 防災課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および	10日間	
		A4. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間			A4. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	30日間	

変更前

変更後

理由

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運 転 起 動 高温停止	B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列未満の場合	B1.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する。 および B1.2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>*6</sup> が動作可能であることを確認する。 および B1.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間  30日間	
		または B2.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する。 および <u>B2.2.1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備<sup>*7</sup>が使用可能であることを確認する。</u> <u>または</u> <u>B2.2.2. 防災課長は、代替措置<sup>*8</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u> および B2.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する	速やかに  <u>3日間</u>  3日間  10日間	
		C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間  36時間

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運 転 起 動 高温停止	B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列未満の場合	B1.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する。 および B1.2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>*6</sup> が動作可能であることを確認する。 および B1.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間  30日間	
		または B2.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する。 および <u>B2.2. 防災課長は、代替措置<sup>*7</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u> および B2.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する	速やかに  <u>3日間</u>  3日間  10日間	
		C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間  36時間

運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更

変更前				変更後				理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満の場合	A1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認する。 および A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 または <u>A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備<sup>※7</sup>が使用可能であることを確認する。</u> または <u>A3. 3. 防災課長は、代替措置<sup>※8</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</u>	速やかに  速やかに  速やかに  <u>速やかに</u>  速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満の場合	A1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認する。 および A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 または <u>A3. 2. 防災課長は、代替措置<sup>※7</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</u>	速やかに  速やかに  速やかに  <u>速やかに</u>	運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更
		※5：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：常設代替交流電源設備をいう。 <u>※7：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流高圧電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいう。</u> ※8：代替品の補充等。	※5：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：常設代替交流電源設備をいう。 <u>※7：代替品の補充等。</u>					

変更前	変更後	理由												
<p>表66-13 計装設備</p> <p>66-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">主要パラメータ</td> <td>主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正，原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器ベント等の計器隔離時は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，推定方法が複数あることを示す。なお，推定方法が複数ある場合は，いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：<u>主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[ ]は，有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器</u>（耐震性または耐環境性等はないが，監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが，<u>要求される措置で代替パラメータとして確認することができる。</u></p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3	<p>表66-13 計装設備</p> <p>66-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">主要パラメータ</td> <td>主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正，原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器ベント等の計器隔離時は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，推定方法が複数あることを示す。なお，推定方法が複数ある場合は，いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：[ ]は，有効監視パラメータ（耐震性または耐環境性等はないが，監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。<u>有効監視パラメータは運転上の制限を適用しない。</u></p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2	<p>運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更</p>
項目	運転上の制限													
主要パラメータ	主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3													
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3													
項目	運転上の制限													
主要パラメータ	主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3													
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2													

変更前				変更後				理由
7. 格納容器内の圧力				7. 格納容器内の圧力				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法		
運転 起動 高温停止	ドライウエル圧力	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。	ドライウエル圧力	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。	運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更	
		②ドライウエル温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル圧力を推定する。		②ドライウエル温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル圧力を推定する。		
		③ [ドライウエル圧力]	<u>監視可能であればドライウエル圧力(常用計器)により、ドライウエル圧力を推定する。</u>					
	圧力抑制室圧力	①ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。	圧力抑制室圧力	①ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。	運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更	
		②圧力抑制室内空気温度	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度により圧力抑制室圧力を推定する。		②圧力抑制室内空気温度	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度により圧力抑制室圧力を推定する。		
		③ [圧力抑制室圧力]	<u>監視可能であれば圧力抑制室圧力(常用計器)により、圧力抑制室圧力を推定する。</u>					

変更前				変更後				理由
10. 格納容器内の放射線量率				10. 格納容器内の放射線量率				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素		
運転 起動 高温停止	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
		② [エリア放射線モニタ]	<a href="#">エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて格納容器内の放射線量率を推定する。</a>			①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
		② [エリア放射線モニタ]	<a href="#">エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて格納容器内の放射線量率を推定する。</a>			①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	



変更前

変更後

理由

1 1. 未臨界の維持または監視

1 1. 未臨界の維持または監視

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	推定方法
起 動※ <sup>8</sup> 高温停止 冷温停止 燃料交換※ <sup>9</sup>	起動領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
		②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。
		③ [制御棒位置指示系]	<u>制御棒位置指示系(有効監視パラメータ)により全制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。</u>
運 転 起 動	平均出力領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
		②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。
		③ [制御棒位置指示系]	<u>制御棒位置指示系(有効監視パラメータ)により全制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。</u>
	[制御棒位置指示系]	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。
		②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	推定方法
起 動※ <sup>8</sup> 高温停止 冷温停止 燃料交換※ <sup>9</sup>	起動領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
		②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。
運 転 起 動	平均出力領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
		②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。
	[制御棒位置指示系]	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。
		②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。

※8：中性子源領域の場合に適用する。

※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更

※8：中性子源領域の場合に適用する。

※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

変更前

変更後

理由

1 3. 格納容器バイパスの監視

(省略)

(2) 格納容器内の状態

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	推定方法
運 転 起 動 高温停止	ドライウエル温度	①主要パラメータの他の検出器	ドライウエル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
		②ドライウエル圧力	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力によりドライウエル温度を推定する。
	ドライウエル圧力	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。
		②ドライウエル温度	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル圧力を推定する。
		③ [ドライウエル圧力]	監視可能であればドライウエル圧力(常用計器)により、ドライウエル圧力を推定する。

1 3. 格納容器バイパスの監視

(省略)

(2) 格納容器内の状態

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	推定方法
運 転 起 動 高温停止	ドライウエル温度	①主要パラメータの他の検出器	ドライウエル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
		②ドライウエル圧力	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力によりドライウエル温度を推定する。
	ドライウエル圧力	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。
		②ドライウエル温度	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル圧力を推定する。

運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更

(3) 原子炉建屋内の状態

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	推定方法
運 転 起 動 高温停止	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (S A)	原子炉圧力、原子炉圧力 (S A) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。
		② [エア放射線モニタ]	エア放射線モニタ(有効監視パラメータ)により格納容器バイパスの発生を推定する。
	残留熱除去系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (S A)	原子炉圧力、原子炉圧力 (S A) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。
		② [エア放射線モニタ]	エア放射線モニタ(有効監視パラメータ)により格納容器バイパスの発生を推定する。
	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (S A)	原子炉圧力、原子炉圧力 (S A) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。
		② [エア放射線モニタ]	エア放射線モニタ(有効監視パラメータ)により格納容器バイパスの発生を推定する。

(3) 原子炉建屋内の状態

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	推定方法
運 転 起 動 高温停止	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (S A)	原子炉圧力、原子炉圧力 (S A) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。
	残留熱除去系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (S A)	原子炉圧力、原子炉圧力 (S A) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。
	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (S A)	原子炉圧力、原子炉圧力 (S A) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。

変更前	変更後	理由																																																																																						
<p>表66-16 緊急時対策所</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所の代替電源設備</td> <td>緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用される原子炉の状態</th> <th style="width: 50%;">設 備</th> <th style="width: 30%;">所要値・所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機接続盤</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線2F系</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所軽油タンクレベル※3</td> <td>2,410mm</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用高圧母線J系</td> <td>2系列</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料移送系の必要な弁および配管を含む。                  ※2：動作可能とは、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。                  ※3：緊急時対策所軽油タンクレベルとは、緊急時対策所軽油タンク2基の各々の軽油タンクレベルをいう。                  ※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。                  ※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。                  ※6：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 30%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td>2年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設 備	所要値・所要数	運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	※4	ガスタービン発電設備軽油タンク	※5	タンクローリ	※5	軽油タンク	※5	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	※4	ガスタービン発電機接続盤	※6	緊急用高圧母線2F系	※6	電源車（緊急時対策所用）	1台	緊急時対策所軽油タンクレベル※3	2,410mm	緊急時対策所用高圧母線J系	2系列	項 目	頻 度	担 当	1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長	2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	<p>表66-16 緊急時対策所</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所の代替電源設備</td> <td>緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">適用される原子炉の状態</th> <th style="width: 50%;">設 備</th> <th style="width: 30%;">所要値・所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機接続盤</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線2F系</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所軽油タンクレベル※3</td> <td>2,410mm</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用高圧母線J系</td> <td>2系列</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料移送系の必要な弁および配管を含む。                  ※2：動作可能とは、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。                  ※3：緊急時対策所軽油タンクレベルとは、緊急時対策所軽油タンク2基の各々の軽油タンクレベルをいう。                  ※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。                  ※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。                  ※6：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 30%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td>2年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設 備	所要値・所要数	運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	※4	ガスタービン発電設備軽油タンク	※5	タンクローリ	※5	軽油タンク	※5	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	※4	ガスタービン発電機接続盤	※6	緊急用高圧母線2F系	※6	電源車（緊急時対策所用）	1台	緊急時対策所軽油タンクレベル※3	2,410mm	緊急時対策所用高圧母線J系	2系列	項 目	頻 度	担 当	1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長	2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	
項 目	運転上の制限																																																																																							
緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2																																																																																							
適用される原子炉の状態	設 備	所要値・所要数																																																																																						
運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	※4																																																																																						
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※5																																																																																						
	タンクローリ	※5																																																																																						
	軽油タンク	※5																																																																																						
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	※4																																																																																						
	ガスタービン発電機接続盤	※6																																																																																						
	緊急用高圧母線2F系	※6																																																																																						
	電源車（緊急時対策所用）	1台																																																																																						
	緊急時対策所軽油タンクレベル※3	2,410mm																																																																																						
	緊急時対策所用高圧母線J系	2系列																																																																																						
項 目	頻 度	担 当																																																																																						
1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長																																																																																						
2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																																																						
3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長																																																																																						
4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	防災課長																																																																																						
項 目	運転上の制限																																																																																							
緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2																																																																																							
適用される原子炉の状態	設 備	所要値・所要数																																																																																						
運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	※4																																																																																						
	ガスタービン発電設備軽油タンク	※5																																																																																						
	タンクローリ	※5																																																																																						
	軽油タンク	※5																																																																																						
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	※4																																																																																						
	ガスタービン発電機接続盤	※6																																																																																						
	緊急用高圧母線2F系	※6																																																																																						
	電源車（緊急時対策所用）	1台																																																																																						
	緊急時対策所軽油タンクレベル※3	2,410mm																																																																																						
	緊急時対策所用高圧母線J系	2系列																																																																																						
項 目	頻 度	担 当																																																																																						
1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長																																																																																						
2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																																																						
3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長																																																																																						
4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	防災課長																																																																																						

変更前

変更後

理由

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動 高温停止	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1.1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。	速やかに
		または A1.2. 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。	速やかに
		および A2.1. 防災課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>※8</sup> 。	10日間
	A2.2. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	
	および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間	
冷温停止 燃料交換	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1.1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。	速やかに
		または A1.2. 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。	速やかに
		および A2. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
および A3. 防災課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		速やかに	

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動 高温停止	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1.1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。	速やかに
		または A1.2. 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。	速やかに
		および A2.1. 防災課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>※8</sup> 。	10日間
	A2.2. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	
	および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間	
冷温停止 燃料交換	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1.1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。	速やかに
		または A1.2. 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。	速やかに
		および A2. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
および A3. 防災課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		速やかに	

運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更

※7：自主対策設備（予備電源車および電源車接続口（緊急時対策建屋南側））の使用、代替品の補充等をいう。

※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

※7：代替品の補充等をいう。

※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

変更前	変更後	理由
<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第75条 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>*1</sup>を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*1</sup>を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 各課長は、表75で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*2</sup>を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第74条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく保全作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置<sup>*3</sup>を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>8. 各課長は、第1項、第2項または第3項を実施する場合、第74条第3項および第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課長は、第1項の要求される措置、第2項の安全措置および第3項の保全作業時の措置を実施できなかった場合、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課長は、第2項および第3項に基づく保全作業において当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電管理課長または防災課長に報告し、発電管理課長または防災課長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表75に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第75条 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>*1</sup>を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*1</sup>を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 各課長は、表75で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*2</sup>を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第74条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく保全作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置<sup>*3</sup>を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>8. 各課長は、第1項、第2項または第3項を実施する場合、第74条第3項および第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課長は、第1項の要求される措置、第2項の安全措置および第3項の保全作業時の措置を実施できなかった場合、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課長は、第2項および第3項に基づく保全作業において当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電管理課長または防災課長に報告し、発電管理課長または防災課長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表75に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更</p>

変更前					変更後					理由																																										
表75	表75	表75	表75	表75	表75	表75	表75	表75	表75																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第75条適用時期</th> <th>保全作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第57条</td> <td rowspan="2">・地下水位低下設備</td> <td rowspan="2">冷温停止 燃料交換</td> <td>・代替品を確保する。</td> <td>点検前</td> </tr> <tr> <td>・可搬ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該揚水井戸の地下水位が水位高高警報設定値未満であることを確認する。</td> <td>点検前<sup>※4</sup> その後、毎日1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第58条</td> <td rowspan="2">・外部電源</td> <td rowspan="2">運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</td> <td>点検前<sup>※4</sup> その後、毎日1回</td> </tr> <tr> <td>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認<sup>※5</sup>する。</td> <td>点検前<sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	点検対象設備	第75条適用時期	保全作業時の措置	実施頻度	第57条	・地下水位低下設備	冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前	・可搬ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該揚水井戸の地下水位が水位高高警報設定値未満であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後、毎日1回	第58条	・外部電源	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後、毎日1回	・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認 <sup>※5</sup> する。	点検前 <sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第75条適用時期</th> <th>保全作業時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第57条</td> <td rowspan="2">・地下水位低下設備</td> <td rowspan="2">冷温停止 燃料交換</td> <td>・代替品を確保する。</td> <td>点検前</td> </tr> <tr> <td>・可搬ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該揚水井戸の地下水位が水位高高警報設定値未満であることを確認する。</td> <td>点検前<sup>※4</sup> その後、毎日1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第58条</td> <td rowspan="2">・外部電源</td> <td rowspan="2">運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</td> <td>点検前<sup>※4</sup> その後、毎日1回</td> </tr> <tr> <td>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認<sup>※5</sup>する。</td> <td>点検前<sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	点検対象設備	第75条適用時期	保全作業時の措置	実施頻度	第57条	・地下水位低下設備	冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前	・可搬ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該揚水井戸の地下水位が水位高高警報設定値未満であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後、毎日1回	第58条	・外部電源	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後、毎日1回	・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認 <sup>※5</sup> する。	点検前 <sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回	<p>（省略）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第66条 (66-12-1)</td> <td>・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> <td>燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）</td> <td>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認<sup>※5</sup>する。</td> <td>点検前<sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（<u>10日</u>）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	第66条 (66-12-1)	・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）	・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認 <sup>※5</sup> する。	点検前 <sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（ <u>10日</u> ）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回	<p>（省略）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第66条 (66-12-1)</td> <td>・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> <td>燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）</td> <td>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認<sup>※5</sup>する。</td> <td>点検前<sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（<u>3日</u>）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	第66条 (66-12-1)	・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）	・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認 <sup>※5</sup> する。	点検前 <sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（ <u>3日</u> ）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回	<p>運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更</p>
関連条文	点検対象設備	第75条適用時期	保全作業時の措置	実施頻度																																																
第57条	・地下水位低下設備	冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前																																																
			・可搬ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該揚水井戸の地下水位が水位高高警報設定値未満であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後、毎日1回																																																
第58条	・外部電源	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後、毎日1回																																																
			・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認 <sup>※5</sup> する。	点検前 <sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回																																																
関連条文	点検対象設備	第75条適用時期	保全作業時の措置	実施頻度																																																
第57条	・地下水位低下設備	冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前																																																
			・可搬ポンプユニットによる水位低下措置が動作可能であることを確認する。 ・当該揚水井戸の地下水位が水位高高警報設定値未満であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後、毎日1回																																																
第58条	・外部電源	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後、毎日1回																																																
			・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認 <sup>※5</sup> する。	点検前 <sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回																																																
第66条 (66-12-1)	・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）	・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認 <sup>※5</sup> する。	点検前 <sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（ <u>10日</u> ）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回																																																
第66条 (66-12-1)	・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	燃料交換（原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合または原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）	・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認 <sup>※5</sup> する。	点検前 <sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（ <u>3日</u> ）を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回																																																

変更前	変更後	理由
<p>附 則（令和5年2月15日 原規規発第2302152号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の6（資機材等の整備（2号炉））、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備（2号炉））および第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備（2号炉））については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p>附 則（令和5年2月15日 原規規発第2302152号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉））、第17条の6（資機材等の整備（2号炉））、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備（2号炉））および第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備（2号炉））については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p> <p><u>附 則（ 年 月 日 原規規発第 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 本規定施行の際、規定の適用については、原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」となる前に</u>  <u>おいて、本規定施行の日から適用する。ただし、本規定施行の日が附則（令和5年2月15日</u>  <u>原規規発第2302152号）で定める日より前の場合は、当該附則で定める日から適用する。</u></p>	<p>変更に伴う附則の追加</p>